

## 第3章 「みどり」の施策の展開

基本方針から展開される、より具体的な取り組みの方向として、基本方針ごとに「みどり」の施策の方向性とその内容を示します。

### 1 郷土の風景・自然を継承する水辺・里・森の保全

#### 施策の方向性 1-1 河川・水辺の風景と環境の保全

取手市を特徴づける利根川や小貝川等の水辺の風景と自然を保全し、郷土らしさを後世へと継承していきます。

<b>施策 1</b>	水辺環境の保全【継続】
内容	利根川や小貝川、北浦川や古利根の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。

<b>施策 2</b>	水辺景観の魅力向上【継続】
内容	河川敷では周辺の眺望環境の整備を推進して水辺景観の魅力向上を図り、観光資源としてまちづくりに活用していきます。

<b>施策 3</b>	近郊緑地保全区域※の保全【継続】
内容	牛久沼の良好な水辺空間を活かして、近郊緑地保全区域※を中心に良好な水辺環境の保全を図るとともに、牛久沼の周辺市や関係機関と連携を図ります。

<b>施策 4</b>	稻戸井調節池整備における自然環境保全【新規】
内容	国が進める稻戸井調節池整備について、国・関係機関との連携のもと、洪水調節機能の充実のほか、水辺の自然環境の保全・再生等について、意見交換を図っていきます。

## 施策の方向性 1-2 里の環境と営みの保全

河川沿いの低地に広がる良好な田園環境を継承するため、農地・農業の保全に努めるとともに、ふれあい農園や農産物直売所など、市民が農業に親しめる場として活用します。

<b>施策5</b>	田園景観の保全【継続】
内容	遊休農地の解消等を目的に行っているふれあい農園（貸し農園）事業を継続し、市街地周辺に広がる良好な田園景観を保全します。

<b>施策6</b>	農に参加する機会の創出【継続】
内容	地域の新鮮な農産物を身近な場所で手に入れたり、野菜づくりができるよう、農に参加する機会を創出します。

<b>施策7</b>	農を通した生活空間の充実【継続】
内容	農や食の文化を育む空間と生活を充実させ、居住者の地域意識が芽生えるよう、豊かな農地や、作物を有効活用した生活・交流空間の充実を図ります。農作物直売所等を交流空間として活用します。

<b>施策8</b>	農地を活かした交流拠点づくり【継続】
内容	広大な田畠が広がる北部地域や東部地域、西部地域の一部では、これらの農地を活かし、地域における交流空間の機能をさらに高めるため、利用者が自転車等で往来できるようなネットワーク※の充実を図ります。

## 施策の方向性 1-3 歴史を留める樹木・樹林の保全

歴史ある社寺林※や屋敷林※、丘陵部を縁取る斜面林など、古くからの緑豊かな風景を伝える樹木・樹林を保全するため、条例や協定等の制度を活用し、所有者との連携のもと、市民の共有財産として維持管理に努めます。

<b>施策9</b>	地域の特色を活かした緑の保全・形成【継続】
内容	保全すべき社寺林※・屋敷林※、巨木・古木について、条例に基づく保存樹木制度を活用し、地域の特色を活かした個性豊かな緑の保全・形成を図ります。

<b>施策 10</b>	歴史あるみどりの周知【継続】
内容	歴史ある社寺林※や、保存樹木に指定された巨木・古木等については、その価値を広く市民に周知して市民の理解と関心を高めます。

<b>施策 11</b>	緑地の保存制度の活用【継続】
内容	一定のまとまりある住宅地やその周辺に残された樹林のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐ樹林地、社寺林※等と一体となって歴史的・文化的価値を有する樹林地については、現行の保存緑地等指定制度の活用を推進します。

<b>施策 12</b>	斜面林の保全【継続】
内容	市街地やその周辺に見られる丘陵地等の斜面に存在する斜面林は本市の特徴的な景観を形成しています。保存が必要な斜面林等については、 <b>土地所有者の負担を軽減する支援策を検討するとともに、土地所有者への情報提供を行い保全を図ります。</b>

<b>施策 13</b>	斜面林保全※の優先度評価の実施【継続】								
内容	<p>斜面林については、地域における重要性、安全性等から客観的な指標に基づき優先度を評価し、優先度に応じた施策を展開します。</p> <p>■優先度の評価の考え方（イメージ）</p> <p>斜面林保全※の優先度の評価方法は、地域における重要性、地権者の理解・協力、安全性を総合的に評価します。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 地域における重要性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 地権者の理解・協力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 危険性 (急傾斜地の指定有無等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①+②+③ 総合評価（優先度）</td> <td></td> </tr> </table>	① 地域における重要性		② 地権者の理解・協力		③ 危険性 (急傾斜地の指定有無等)		①+②+③ 総合評価（優先度）	
① 地域における重要性									
② 地権者の理解・協力									
③ 危険性 (急傾斜地の指定有無等)									
①+②+③ 総合評価（優先度）									

<b>施策 14</b>	森林環境税を活用した緑地保全や緑化推進施策の検討【新規】
内容	<p>森林環境(譲与)税を活用した森林の保全(整備)を検討します。</p> <p>■森林環境税</p> <p>森林環境税は、令和6年度より1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する国税で、市町村による森林整備の財源として、市町村と都道府県に対し、客観的な基準で按分し譲与されます。</p>

## 2 都市の魅力を高める水辺・緑を活かした拠点形成とネットワーク化

### 施策の方向性 2-1 水辺環境を活かした健康増進・レクリエーション拠点の形成

取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター、取手グリーンスポーツセンター周辺、高井城跡公園・岡堰周辺、小貝川リバーサイドパーク周辺、北浦川緑地、神浦周辺地区、やすらぎ苑周辺を緑と水辺の拠点として位置づけ、市民が緑や水辺に親しみながら、スポーツ大会やスポーツ教室等を楽しめる場として利用できる公園や緑地としての機能を充実させます。

施策 15	オープンスペース※の確保【継続】
内容	取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター等の市街地に近接する区域については、総合的な運動公園※として整備された機能を活用しながら、周辺施設とも連携を図る等、連続したオープンスペース※の確保を図ります。

施策 16	緑の拠点の環境と景観の保全【継続】
内容	取手グリーンスポーツセンターでは、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの機能も有する緑の拠点として、良好な環境と景観の保全を図ります。

施策 17	取手緑地運動公園※の利用のしやすさの向上【新規】
内容	取手緑地運動公園※は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動ができる拠点であり、小堀の渡しや旧取手宿本陣染野家住宅等の歴史と親しむことができる拠点でもあります。より多くの市民が利活用しやすくなるよう、広場等の配置換えを伴う改修を行います。

施策 18	自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	高井城址公園、岡堰・中の島、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として利用のしやすさの向上を図ります。

施策 19	緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	小貝川リバーサイドパークは、藤代スポーツセンターや県南総合防災センター、フラワーカナル等周辺施設と一体となった緑と水辺の拠点として利用のしやすさの向上を図ります。

施策 20	緑と水辺の拠点の景観形成【継続】
内容	神浦周辺地区や岡堰は、緑と水辺の拠点として、魅力的な景観形成を図ります。

<b>施策 21</b>	自然資源の観光資源活用 【継続】
内容	低地に広がる優良農地や丘陵地周辺の斜面林、利根川、小貝川や吉利根の水辺空間等の自然資源を保全し、観光資源等として活用します。

<b>施策 22</b>	北浦川緑地の拡充によるにぎわいの創出 【新規】
内容	北浦川緑地は北浦川添いの田園の中に広がる公園であり、大型複合遊具のある広場やスケートボードパーク、人工芝サッカー場などが整備され、様々な世代が集える特色のある公園となっています。さらに拡張整備をすることによって、緑と水辺の拠点としての魅力向上を図ります。

<b>施策 23</b>	やすらぎ苑周辺整備 【新規】
内容	やすらぎ苑周辺において、斜面林等の自然環境を活かしつつ、魅力的な遊具のある公園を整備し、子どもから子育て世代、高齢者が集える公園を目指します。

## 施策の方向性 2-2 緑を活かした交流や賑わいの場の形成

取手駅周辺を「中心拠点」、藤代駅周辺を「地域拠点」、桑原地区を「新規活力創造拠点」として位置づけ、集合住宅や集客施設などの開発、道路整備等を契機として、緑を活かした交流空間の創出や質の高い街並みを誘導し、魅力ある拠点空間の形成を図ります。

<b>施策 24</b>	緑の適正な維持管理と集客施設の緑化 【継続】
内容	駅周辺等の拠点性の高い施設や、公共施設の植栽地等については、適正な維持管理に努めます。また、集客施設については、積極的な緑化の呼び掛けを行います。

<b>施策 25</b>	取手駅西口周辺地区における緑を活かしたにぎわい空間の演出 【新規】
内容	取手駅西口周辺地区において、人々の滞留や回遊の場となる広場・歩行者空間を確保するとともに、緑を活かした魅力的な空間デザインが施されるよう、事業関係者との調整を図ります。

<b>施策 26</b>	藤代駅北口整備事業に伴う街路樹等の充実 【新規】
内容	藤代駅北口道路整備事業にあわせ、歩行空間を確保するほか、街路樹等の植栽を検討するなど、潤いある街路空間の形成に努めます。

<b>施策 27</b>	桑原地区における開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地等の整備 【新規】
内容	桑原地区の土地区画整理事業※を推進し、大規模商業施設を核とした新たな多機能拠点の形成を誘導するとともに、自然空間を活用した野外活動機能や河川空間と一体となった親水機能を導入するなど、隣接の田園空間、調整池、相野谷川の水辺空間を活用した魅力あるにぎわい・交流拠点の創出に向け、関係事業者と調整を図ります。

### 施策の方向性 2-3 拠点・地域資源をつなぐネットワークの形成

緑と水辺の拠点を結ぶ、水辺の遊歩道、サイクリングロード等を整備し、**身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくり**を進めるほか、スポーツ・レクリエーション機能を併せもつ水のネットワーク※や緑のネットワーク※を形成します。

にぎわい交流拠点や、拠点的な公共施設等への主要アクセスとなる道路においては、街路植栽や沿道緑化等の充実を図り、快適な歩行者・自転車空間が形成されるよう努めます。

これらが充実することにより、市民全体の健康づくりのために、気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、子どもから高齢者までが健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

<b>施策 28</b>	水辺の環境づくり【継続】
内容	小貝川沿いの地区では県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、遊歩道やベンチ等休憩施設の整備により、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。

<b>施策 29</b>	サイクリングロード未整備区間の整備【継続】
内容	利根川沿い、小貝川沿いのサイクリングロード未整備区間については、ネットワーク※の連続性を確保し機能の充実を検討します。 稻戸井調節池の区域については、国や隣接する守谷市と連携しながら堤防を利用したサイクリングロード等の整備を進めます。

<b>施策 30</b>	街路樹の維持・管理【継続】
内容	緑のネットワーク※として活用するために、幹線道路の既存の街路樹について、取手市緑化ガイドラインに基づき、適正な維持・管理に努めます。

<b>施策 31</b>	都市軸となる街路等の緑化・修景の検討【新規】
内容	取手駅西口中心拠点と利根川沿いの市街地や田園地域を結び、幹線機能を担うふれあい道路において、街路樹の更新や雨水排水対策等の施策を検討するなど、快適な道路空間の形成に努めます。

### 3 豊かな暮らしを支える身近な公園・緑豊かな街並みの形成

#### 施策の方向性 3-1 市民生活のニーズに応え、コミュニティを育む 身近な公園の充実

市街地において街区公園※等の存在しない空白域の解消に向け、地域住民と協働※し、身近に感じられる公園等の整備について検討します。

既存公園については、取手市都市公園※施設長寿命化計画に基づく長寿命化に取り組むほか、地域ニーズを踏まえた施設・機能の更新や、バリアフリー化に取り組みます。

<b>施策 32</b>	公園の空白域への公園・緑地等の確保【継続】
内容	空白域への公園・緑地等の確保に向けて、空白域に居住する市民との協働※で身近に感じられる公園等の整備について検討します。

<b>施策 33</b>	井野小学校跡地の整備【継続】
内容	井野小学校跡地は、緑化されたオープンスペース※として整備し、健康づくりやイベント等を通じて市民が気軽に集い、憩い、楽しめる空間をつくることで、周辺市街地の環境や魅力の向上につなげていきます。

<b>施策 34</b>	低未利用土地の公園等への活用【新規】
内容	市街地内の低未利用土地について、生活利便施設用地のほか、公園・緑地等としての活用を促す指針や制度等について検討を行います。

<b>施策 35</b>	公園施設の長寿命化対策【継続】
内容	取手市都市公園※施設長寿命化計画に基づき平成 29 年度より 10 年間の計画期間において、対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新の長寿命化対策を継続して行います。

<b>施策 36</b>	ニーズを踏まえた公園整備【継続】
内容	遊具、休憩施設等の改修・更新や、施設内の樹木等の管理について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ、地域と協議して実施します。

<b>施策 37</b>	公園のバリアフリー化【継続】
内容	多くの人が日常的に利用する公園については、高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が安心して利用できるように新たな公園や再整備にあわせバリアフリー化を図ります。

## 施策の方向性 3-2 心地よい住環境を支える緑豊かな街並みの形成

心地よい緑豊かな住環境を形成するため、住宅地内の事業所・工場等において住環境と調和する緩衝緑地※の創出・保全を促します。

また、生産緑地※制度を活用し、市街地内の農地の保全を図ります。

<b>施策 38</b>	住宅地や事業所の良好な環境形成【継続】
内容	住宅地や事業所が混在する地区においては、道路沿線地域の緑化、緩衝緑地※の創出等の配慮により、良好な環境形成を図ります。

<b>施策 39</b>	大規模工場と住宅地との共生【継続】
内容	住宅地の中の大規模工場においては、周辺の斜面緑地を緩衝緑地※として保全する等、住宅地との共生に配慮した環境形成を図ります。

<b>施策 40</b>	都市計画制度※を活用した農地の保全【継続】
内容	都市計画法※に基づき指定される生産緑地※地区の制度を活用し、市街化区域※内の農地の保全を図ります。地区内の農地が適正に管理されるよう、生産緑地法※に基づき、農地の所有者等に対して必要な援助を行うとともに、特定生産緑地※の制度の活用を図ります。

## 4 防災・減災に寄与する緑の充実

### 施策の方向性 4-1 まちを守る緑・オープンスペースの確保

市街地に近接した取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター、北浦川緑地等の大規模公園等は防災広場として、多様な役割を併せ持つ場所として計画的に整備します。

施策 41	都市内の緑環境の整備【継続】
内容	都市内の緑環境は、生活に潤いを与えるとともに火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能や、緊急時の避難場所としての機能も有する等、多面的な役割を果たすことから、今後も公園・緑地の充実を図り、みどりを身近に感じることができる都市環境の整備を推進します。

施策 42	市民緑地※の整備【継続】
内容	平常時においては市民に潤いを与える、火災時等には消防活動等の場となる市民緑地※の整備を推進します。

施策 43	公園・緑地の積極的な整備【継続】
内容	新たな市街地の拡大にあたって整備される公園・緑地等については、環境保全、防災、レクリエーション等の機能の確保を考慮しながら、地区内の緑を計画的に確保するために、積極的な整備を推進します。

施策 44	井野小学校跡地の避難場所等への活用【継続】
内容	井野小学校跡地は、避難場所としての防災機能を維持したまま、オープンスペース※化することで、非常時の利用も可能な、多様な役割を併せ持つ場所として整備します。

## 施策の方向性 4-2 災害時避難場所としての機能の充実

藤代スポーツセンター、とがしら公園、北浦川緑地等の大規模公園等は防災拠点や広域避難場所等の災害時における活動拠点になります。このため、これらの大規模公園では、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

<b>施策 45</b>	防災機能の充実【継続】
内容	大規模公園等においては、防災拠点や広域避難場所等災害時における活動拠点として、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

<b>施策 46</b>	多目的機能※の確保【継続】
内容	新規に設置される公園・緑地については、災害時の多目的利用を考慮し、必要な機能を確保します。

<b>施策 47</b>	避難場所としての整備【継続】
内容	広大な河川敷については、避難場所として活用するため、誘導案内の設置等、緊急時に避難を円滑に行うための整備を進めます。

## 5 地域ぐるみで緑を育て・守る活動の展開

### 施策の方向性 5-1 市民団体、事業者等による緑化・維持管理活動等の展開

身近な公園づくりや緑化活動のほか、河川や田園、山林等の本市の貴重な緑地について、市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者との協働※による維持管理活動を展開し、環境にやさしく質の高いみどり豊かなまちづくりを積極的に推進します。

<b>施策 48</b>	市民参加によるみどりの整備の推進・支援【継続】
内容	市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体による公園づくり、公園管理、花壇整備、フラワーカナル整備※等の活動を推進・支援します。

<b>施策 49</b>	地元との協働※・連携による潤いのある都市空間の形成【継続】
内容	本市の特徴である利根川、小貝川及び周辺緑地等の自然環境や美しい田園風景を将来にわたって保全していくために、行政と市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者等、多様な主体による利用・管理の推進を図ります。 それらを活用した地域活性化に資する公園等の拠点の保全、整備を図り、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。

<b>施策 50</b>	緑地等の積極的な保全・管理【継続】
内容	まとまった山林や畠等の自然・緑地等が残されている地域については、本市に潤いを与える貴重な地域資源として、地権者の協力を得ながら、行政と市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者等、多様な主体の協働※による、積極的な保全・管理を図ります。 <b>また、保全のための支援制度などの情報提供に努めます。</b>

### 施策の方向性 5-2 協働による緑の育成・保全を支えるしくみづくり

市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者との協働※による緑化・維持管理活動等が活発化し、広く普及するよう、担い手の育成やネットワーク※化を図るとともに、情報提供や支援制度を充実します。

<b>施策 51</b>	緑の保全活動の担い手づくり【継続】
内容	緑の保全活動に必要な知識や技術の普及を図るため、保全活動の入門講座を開催するNPO※法人や市民活動団体の活動を支援し、担い手を育成することに努めます。

<b>施策 52</b>	緑の活動に関するネットワーク※づくり【継続】
内容	市内の緑化活動を推進するために、市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者が連携してより効果的、効率的な緑化活動が展開できるよう、 <b>情報交換や情報提供</b> に努めます。

<b>施策 53</b>	緑に関する情報提供の実施【継続】
内容	緑とふれあう機会の増進や緑にかかる活動への参加のきっかけとなるよう、緑に関する情報を積極的に提供していくものです。 緑の保全・創出にかかる制度や公園緑地の利用ガイド、緑にかかる市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体の活動成果や民間事業者による優れた緑化事例等の紹介を、ホームページ・広報とりで等により行っています。

<b>施策 54</b>	みどりの創出のための制度の活用と拡充【新規】
内容	市民や自治会町内会、NPO※法人、市民活動団体、事業者との協働※によるみどりの創出をするために、 <b>緑地協定※制度等の活用を推進します。また、花の種や苗木の配布といった緑化支援制度等の拡充を図ります。</b>

<b>施策 55</b>	優良緑化施設認定制度（TSUNAG）の活用【新規】
内容	緑地の整備・維持管理等を実施する事業者等に対し、優良緑化施設認定制度（TSUNAG）の活用について情報提供や助言を行うなど、質の高い緑の創出・育成に取り組む事業者等への支援に努めます。  ■優良緑化施設認定制度（TSUNAG） 都市緑地法に基づき、民間事業者等（地方公共団体を含む）による良質な緑地確保の取組を、国土交通省が気候変動対策、生物多様性※の確保、Well-Being※の向上等の観点から評価・認定する制度です。 1,000 m <sup>2</sup> 以上、又は区域面積の10%以上の新たな緑地の創出・管理、又は既存緑地の質の確保・向上を行う区域を対象に、緑化計画書に基づく審査を経て認定されます。 認定により、社会貢献による企業イメージの向上等が図られるほか、緑地整備等事業への財政的な支援を受けることができます。

## 施策の方向性 5-3 緑を大切にする市民意識の醸成

子どもたちへの環境学習を通じ、自然とふれあう経験や緑を大切にする意識を育成します。

また、市民の緑に関する関心を高め、協働による緑のまちづくりを知り・参加する機会として、緑に関する様々なイベントを実施します。

<b>施策 56</b>	環境学習の支援・推進【継続】
内容	学校と連携し、次世代の緑を受け継ぐ子どもたちが、環境学習を通じて緑のすばらしさ、機能、役割等を学ぶことができるよう、今後も自然観察会、自然体験授業等を支援・推進していきます。

<b>施策 57</b>	緑に関するイベントの開催【継続】
内容	こども天国等の市内イベントにおいて、緑の募金による苗木無償配布事業を実施し、市民による緑化運動を促進します。

<b>施策 58</b>	市民との協働*による緑の地域資源の発掘【継続】
内容	市民の方々の協力のもとに、行政だけでは対応できない地域のきめ細かな自然環境や巨木等の情報収集、地域資源の発掘を行っていくものです。得られた調査結果は行政で行う調査を補完する貴重な資料として活用し、自然環境や緑の資源の保全に役立てていきます。

<b>施策 59</b>	緑のカーテンコンテストの実施【継続】
内容	夏の日差しを遮り、節電にも貢献する緑のカーテン。これまでも開催してきた「緑のカーテンコンテスト」を継続して開催し、緑に関する意識や関心を高め、緑や花づくりにかかわる取り組みを促進していきます。